

令和7年度 安城市水道事業 指定給水装置工事事業者連絡会

令和7年11月17日（月）

第1回 9時30分～

第2回 13時30分～

第3回 15時30分～

安城市役所上下水道部水道工務課



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Point. 1

書類・施工等における注意事項

Point. 2

使用材料変更による注意事項

Point. 3

施工基準改定のお知らせ

Point. 4

完了届の提出に関する注意事項

Point. 5

オンライン申請のお願い

Point. 6

支管工事の取扱い変更について

重要！

1



① 申請前に窓口照会・現地確認を実施すること

- 水道工務課窓口および**必ず現地でも確認をしてください。**
- 電話やFAXでの埋設照会はトラブル防止のため、対応しておりません。
- 施工前に埋設管等の管理者と協議ください。
(横断可否、施工方法については管理者判断となります。)



③ 申請内容に変更が生じた場合、 設計変更手続きを行うこと

- 判断に迷う場合はご相談ください。

例：メーター設置位置の大幅な変更

取出し位置の大幅な変更

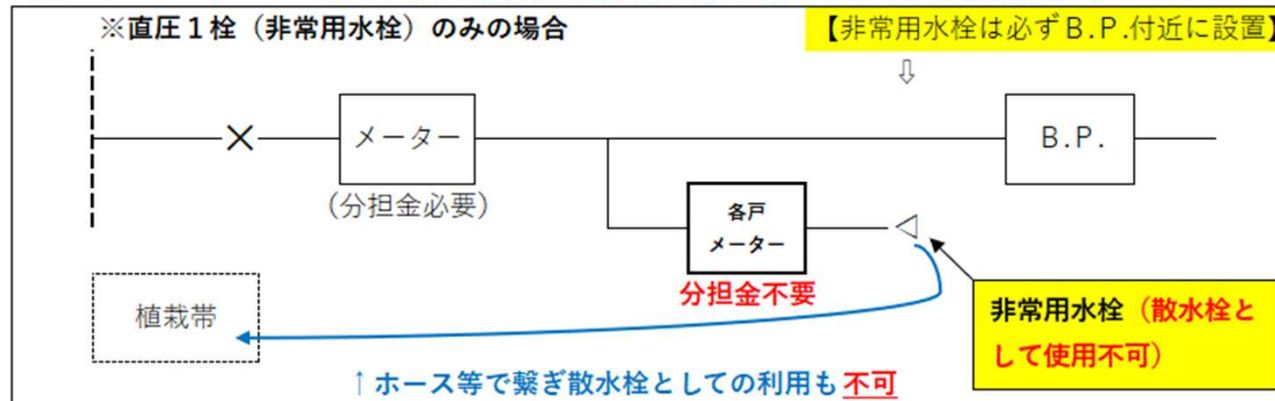
④ 承認条件を確認し、 施工・書類作成に反映させること

- 必ず承認の条件を確認し、施工ください。
- 事前協議がある場合、指摘事項を反映させ申請ください。
- 承認条件通りに施工されていない場合、**再施工となります。**



⑤ 直結増圧給水には非常用水栓を設置すること

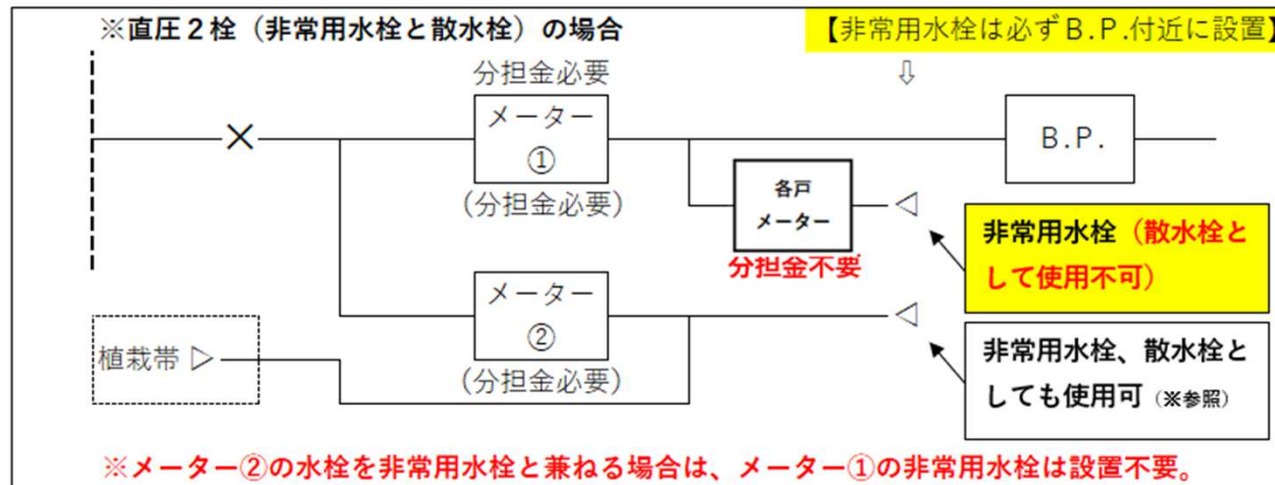
【各戸メーター】 非常用水栓は非常用時のみ使用でき、散水栓として使用は出来ない。



非常用水栓は
メーター13mm
の設置可。

各戸メーター
は原則20mm。

【支分給水】 直圧であるメーター②の水栓は、非常用水栓とする事が出来る。



ただし、BP以
降の散水栓は、
メーター13mm
の設置も可。



⑥ 各戸検針への改造は施工基準を順守すること

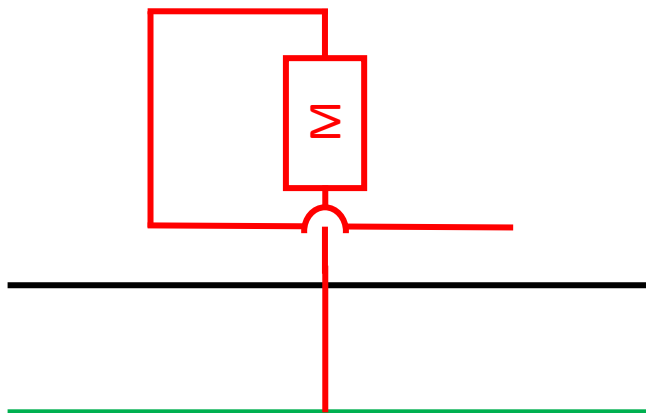
- 「中高層集合住宅(直読式)における各戸メーター設置基準に沿って計画、施工してください。
- 申請前に現地で変更可否判断のための確認立会、事前協議が必要です。
- 申請時、**パイプシャフト内の配管計画図および使用材料の承認図が必要です。**（新設の場合も同様）
- 基準に合わない改造（各戸検針への変更）は出来ません。



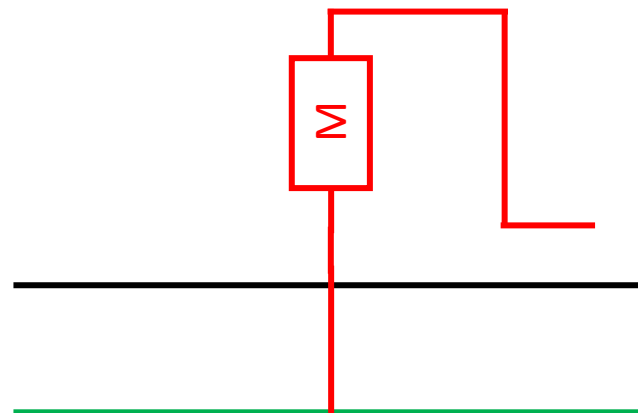
⑦ メーターの1次側でクロス配管をしないこと

- 漏水修繕時等に支障となるため禁止です。
- クロス配管をした場合は再施工となります。

再施工 (NG)



クロス配管なし (OK)

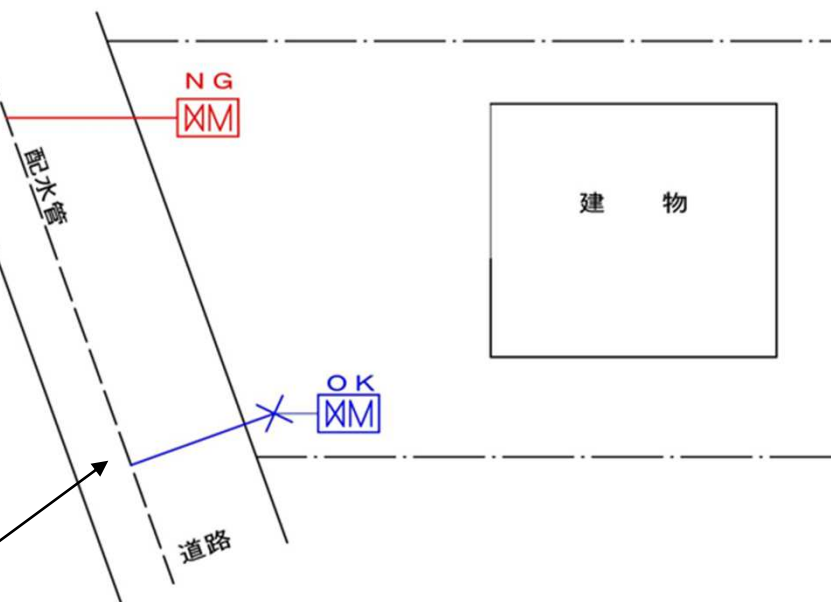


⑧ 給水管を水道本管から直角取出し、 メーターボックスを設置すること

- 直角に取出しとなっていない場合は、再施工となります。
- メーターボックスを直角方向に設置することが出来ない場合は、第1止水栓の設置が必要です。

本管に対し垂直でない (NG)

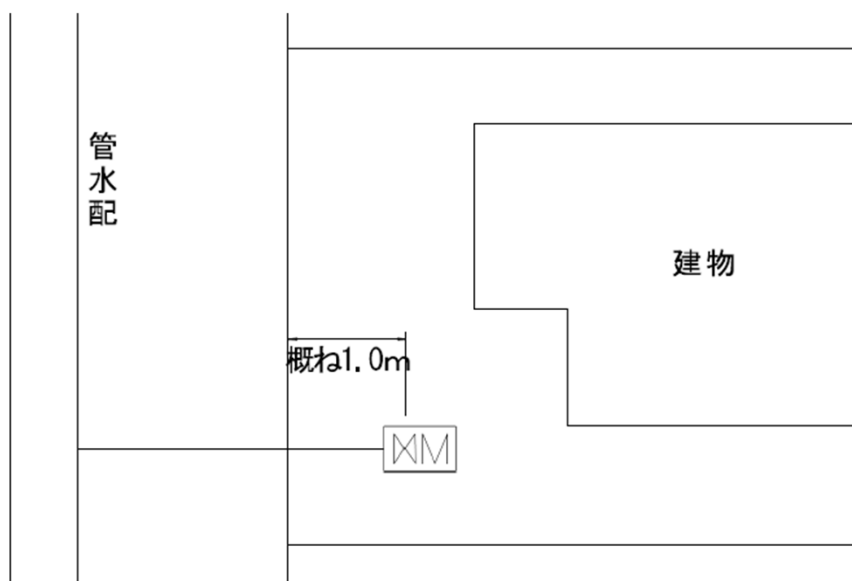
本管に対し垂直 (OK)



⑨ メーターボックスまたは第1止水栓を設置する際、官民境界から最初の止水栓までの距離は概ね1mとすること

- メーターボックスが本管に対して直角に設置できない、設置位置が1m以上となる場合等は、**第1止水栓の設置が必要**です。

(例)



(参考)

引込管(PE-100)の規定
曲げ半径

- ・ $\Phi 20\text{mm}$: 70cm
- ・ $\Phi 25\text{mm}$: 85cm
- ・ $\Phi 30\text{mm}$: 105cm



⑩ 横掘り（たぬき掘り）はしないこと

- 道路陥没の原因となるため禁止です。
- 道路は施工基準通りに掘削してください。

⑪ 道路掘削は基準通りに計画・施工を行うこと

- 給水装置工事計画施工基準（P.33）を確認してください。
- 基準に沿わない計画の申込みは受理出来ません。



⑫ 金属性のサドル分水栓、分水止、継手等には必ず防食スリーブを巻くこと

- 金属部分の防蝕のため必ず巻いてください。
(オール樹脂サドルの場合は不要です。)
- 取出し及び撤去時に、**防食スリーブを巻いた状態の写真の提出も必要です。**

⑬ メーターボックス内を清掃すること

- 完了届には、清掃後の写真を添付してください
- **清掃後の写真の添付がない場合は、確認後に合格となります。**



⑭ 書類審査には時間を要するため、 時間に余裕をもって作成・提出すること

- 事前協議・給水申込処理の所要日数は、申請日から約1週間程度を要します。
- 承認連絡等の個別連絡は行っておりません。
- **完了届は立会検査の3開庁日前までに提出ください。**

(例)

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
開庁日	開庁日	開庁日	閉庁日	閉庁日	開庁日

↑
書類提出日

↑
立会検査日

13



⑮ 事業者の登録内容を変更する場合、 速やかに変更内容を申請すること

- 代表者・主任技術者・所在地等が**変更になりましたら、速やかに申請ください。**（履歴事項全部証明書は原本提出です。）
- 郵送申請も可能です。

指定工事事業者関係提出書類はWebサイトに掲載してあります。
下記のQRコードからも入手できます。



Point 1 書類・施工等における注意事項

①6 水圧不足承認願の提出を不要とします

下記の意見を付けることにより承認とします。

申込書

給水装置新設等申込みに伴う（水圧不足）承認願

年 月 日

安城市水道事業 安城市長

指定給水装置工事事業者名 _____

指定給水装置主任技術者名 _____

安城市 町 _____ の給水装置の設計にあたり、
宅地内管路の延長が長い場合、水圧の不足が生じますが給水装置所有者
（申請者）の申し出 _____ の承認をお願いします。

提出不要

給水装置所有者（申請者）確認書

1 今回の申請にあたり、水圧、水量の不足による障害が生じて、全て私の責任において対処します。

2 給水装置の所有者又は使用者を変更する場合は、私が責任を持って本条件を継承させます。

年 月 日

給水装置所有者（申請者）氏名 _____（※）

（※）本人（代表者）が手書きをしない場合は、記名押印してください。

建物名 _____

指定給水装置工事事業者				
給水装置工事主任技術者				
給水装置 の概要	メーター口径	_____mm	既設メーター口径	_____mm
	取出管口径	_____mm	既設取出管口径	_____mm
	受水槽有無	有 _____mm 無	配水管有無	有 無
	用途	一般 臨時 湯屋	建物階数	_____階
	建物形態	一般住宅 集合住宅 店舗 医院 その他（ ）		
添付書類	給水装置設計図面（設計図、図基準適合確認書、図土地整理図（区域図等）） □公道分施工図 □写真			
設計審査及び意見	水道番号	第 _____ 号		
水栓数・配管長が不明なため、水圧不足となる可能性があります。 2栓以上を同時に使用するとき水圧が弱くなる可能性があります。				
申請者が 負担する 工事費等	記入例（改造申請）		工事費	円
			事務費	円
			消費税	円
	工事分損金		円	付帯工事費



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城

Point 2 使用材料変更による注意事項

昨年の連絡会で説明したとおり、令和7年度から**引込管は全てPE-100を使用すること**としています。

ただし、在庫がある間は従来通りPP(PE-50)の使用を認めています。

引込管	R6年度まで	令和7年度から
PE-100 の使用	・PEP管 ・200mm以上のDIP管	全ての水道本管が対象

水道本管の管種を問わず、給水管の**耐震化**を図っていますのでご理解よろしくお願いします。

15

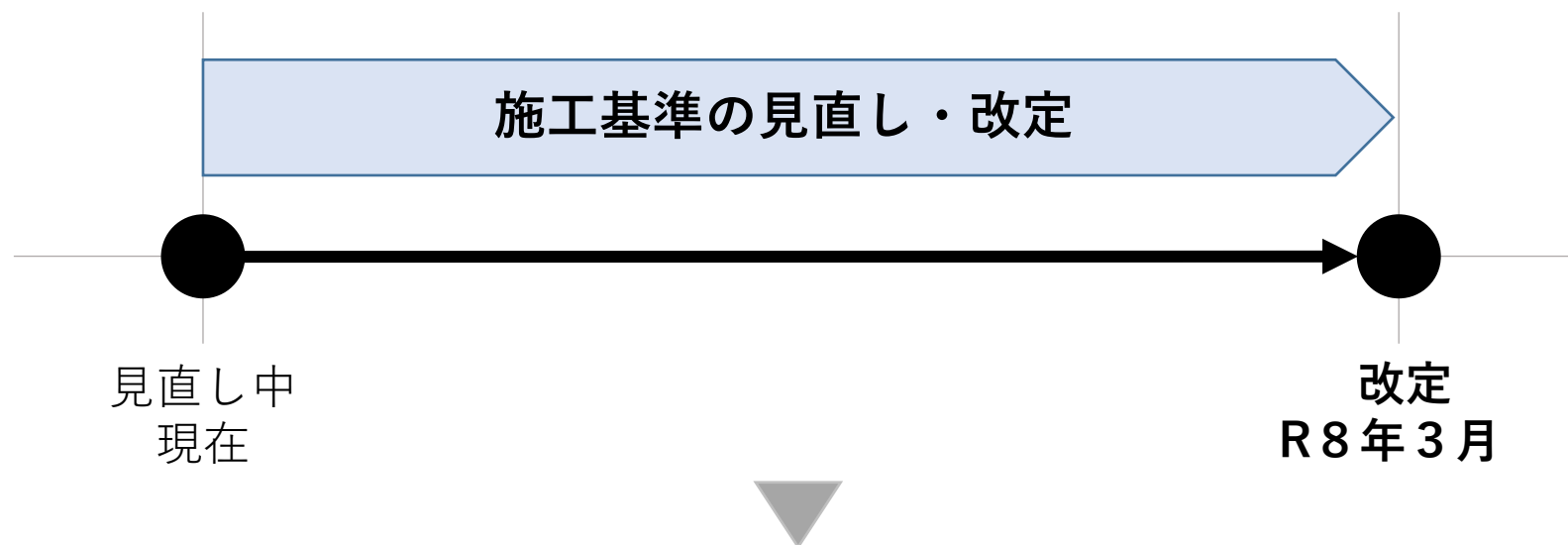


ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Point 3 施工基準改定のお知らせ

使用材料の変更に伴い、給水装置工事設計施工基準を見直し改定を行い、令和8年3月までに**安城市公式Webサイトへ掲載**します。

<スケジュール概要>



改定までの期間、変更となった箇所については、今年度と昨年度の事務連絡会資料に沿って計画、申請、施工等をしてください。

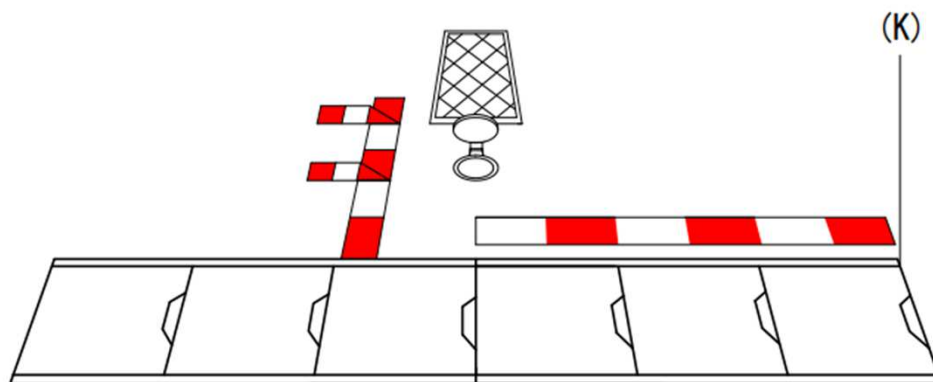
16



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

新設・改造で立会検査「無」の場合、 完了届に検測した写真を添付すること

- 引込管は隣地境界等から第1止水栓までの距離を検測する。
- 立会検査「有」の場合は検査時に確認するため、検測は不要です。



写真の添付も必要

第一止水栓は蓋を開けた状態で、建築物、メーター、第一止水栓が収まるように撮影する。



完了届は速やかにご提出ください

- ・ 工事が完了済にも関わらず・・・
- ・ 本市より完了届の修正依頼したのにも関わらず・・・

完了届が提出されない！



事業の支障となります！

早期の提出にご協力ください！



オンライン申請をご利用ください！

- まずは**事業者の登録申請**をお願いします！
- 試しに1件でも良いので**申請にチャレンジ**してください！
- 令和10年度（予定）にオンライン申請へ完全移行します。

※必要書類は紙申請と変わりませんが、
通常の申請よりメリットが沢山！

- **事前協議もオンラインから申請が出来ます！**
- 窓口へ行く回数が少なくなります！
- 書類の不足や修正があっても会社で済ませれます！
- 承認書類及び栓番プレートの郵送が可能！（要申入）



Point 6 支管延長工事の取扱い変更について

昨年度の連絡会で、令和8年度から支管工事の制度変更を予定、とお伝えしましたが、**制度の内容について見直し検討を行う**事となりました。

制度の内容と開始時期が**決定次第改めて連絡**させていただきます。

令和8年度から開始

支管工事を廃止し
承認工事のみとする

20m控除制度の廃止

変更

令和8年度**中**に開始 **検討中！**

承認工事と支管工事
を選択できる **決定！**

市の補助制度廃止 **検討中！**

 **申込者の全額負担**とする予定です。

20



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

お知らせ

①受付時間 (申請・相談等)

- ・ **12時から13時までは受付出来ません！**
(一般の方のみの対応時間となります。)

②資料掲載

- ・ 後日、安城市公式Webサイトへ掲載します。

※この説明会に関する質問等は、窓口または電話（0566-71-2250）で
給水係へお願いします。

